

ニサトルヲ工場多自定へ持成ル
 三、会社ハ職長タル宮下及共他ノ職エカカ良品ヲ持ヘル
 ト云フ事ニヨリテ特別ノ信用ヲ失フテ居ル又サハル
 「スクラフ」ヲ有鉄板ノ積ミアル外ニ捨テ居ル事ト
 四、自分等ハ彼等ノ命ニ絶対ニ従ハナイ
 五、吾々ハ彼等職工長ニ認メナイ殊ニ仕事ニ対シテハ職工
 長ト云フ事ヲ認メナイ「カトナ」(工場長)及「ホーラン」
 (社長)ヲ共ニ職工長ト云フ様ニ取ツテ
 六、斯ル更事ヲ働ク人物ノ会社ノ為吾々ノ為テ都合
 ナモノアリ故ニ吾々職工ハ宮下ノ命令ニ絶対ニ
 耳ヲ傾ケス
 會社ハ右ニ對シ会社及社友等ノ命ニ従ハスモノハ自
 然退職者ト見做ス都合ニ加入シ居ル者ハ總テ

退社スルモ可ナリ会社ハ努メテ平和ヲ好ムモノナル故ニ
 若シ平和ヲ破リ居る者アルトキハ容赦ナク断然タル処置
 ニ出フルヤモ難計トノ意味ヲ書面ヲ今日回答シタリ
 而シテ支配人デヒーハ本月廿日ヨリ「回問」ノ予定ヲ以テ
 四國方面ニ商用ヲ兼テ旅行セルカ般社後當職ニ例ノ態
 度改テ年ハ時ハ「回問」ノ期ヲ附シ再考ヲホメ共上ル
 置スル意向ナルカ如シ
 叙上ノ状況ニシテ大ニ是レ彼測ヲ惹起スルコトナレト認メ
 元々者注意申下
 右及申(通)教矣也